

特定健康診査（特定健診）のご案内

特定健康診査（特定健診）とは？

平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、同法第20条及び第24条により保険者（共済組合）に特定健診・特定保健指導の実施が義務付けられました。
40歳以上の被扶養者のみなさまは、特定健診を必ず受けるようにして下さい。

◇組合員は、事業主が実施する健康診断を受診してください。

組合員の健康診断は、労働安全衛生法による職場健診が優先されます。職場健診は、特定健診項目が網羅されているので、受診することで「特定健診」を受診したとみなされます。
そのため、組合員本人に対しては特定健診の案内及び受診券は発送しません。

◇被扶養者、任意継続組合員とその被扶養者は、次の3つのうちいずれか一つを必ず受けてください。

（1）勤務先で「健康診断」を受けることができる方は、職場の健康診断を受けてください。

勤務先の健康診断（労働安全衛生法）のほうが、特定健康診査より優先されるため。

→ 受診後に、下記①～③を地共済沖縄県支部まで提出してください。

- ① 「健診結果の写し」 ※医療機関名・担当医師名も必要です
- ② 「特定健診質問票」 ※記名・回答をお願いします
- ③ 「特定健康診査受診券（セット券）」 ※回収します

※勤務先が「沖縄県庁」である場合は、①と②は不要ですので、③のみ庁内便等により返送してください。

（2）任意で人間ドックを受けたい方は、各自、医療機関で受診してください。

「特定健康診査受診券（セット券）」の利用により、人間ドック料金から7,000円程度の補助となる場合があります。受診希望の医療機関に補助となるかどうか、必ず確認してから予約してください。

受診の際には必ず「組合員証等」と「受診券（セット券）」を持参してください。

※組合員被扶養配偶者の方で、地共済人間ドックを申し込んでいる方は、利用できません。

(3) 上記(1)、(2)以外は、委託医療機関による「個別健診」、または市町村で実施する「集団健診」を受けてください。

受診の際には必ず「組合員証等」と「特定健康診査受診券(セット券)」を持参すること。

①「個別健診」を受ける場合

各自で、別紙「実施機関一覧表」の中から、個別健診に「○」のある医療機関を選び、予約してから受診してください。

②「集団健診」を受ける場合

各自で、お住まいの市町村の集団健診の日程、会場を確認し受診してください。

※県外にお住まいの場合は、地方職員共済組合本部ホームページに契約医療機関が掲載されています。

◇特定健康診査の検査項目

【基本項目】 ①問診 ②医師の診察 ③身体計測(身長・体重・BMI)
④腹囲測定 ⑤血圧測定 ⑥尿検査(糖・蛋白)
⑦血液検査(中性脂肪・LDLコレステロール・HDLコレステロール・AST(GOT)・ALT(GPT)・ γ -GT・空腹時血糖・HbA1c)

【医師の判断による追加項目】 ①心電図 ②貧血検査 ③眼底検査 ④血清クレアチニン

◇特に注意していただきたいこと

「組合員資格のない方」や「重複受診」は、自己負担になります！！

○“地方職員共済組合の資格を喪失されている方”に「受診券(セット券)」が届いた場合、またはすでに市町村集団健診で受診済みの方に「受診券(セット券)」が届いた場合は利用できませんので、地共済までご返送ください。利用された場合、後日「返金手続き」をとらせていただくこととなりますのでご注意ください。

☆特定健診を受けて生活習慣病の予防につなげましょう。

年に1回はご自分の身体の定期点検を！

★★★ お問い合わせ先 ★★★

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 地方職員共済組合沖縄県支部

電話：098-866-2127 担当：給付福利班